

神奈川労働局公示第 36 号

登録教習機関の登録変更の公示について

下記の登録教習機関について、代表者の氏名変更の届出があったので、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
登録教習機関の住所	神奈川県横浜市中区相生町三丁目 63 番地
代表者職氏名(変更前)	会長 加藤 英治
代表者職氏名(変更後)	会長 坪井 竜介
事務所の名称	公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
事務所の住所	神奈川県横浜市中区相生町三丁目 63 番地
変更年月日	令和 6 年 5 月 29 日

令和 6 年 6 月 28 日

神奈川労働局長

